

台風19号被災倉庫の業務と保管貨物への対応に関するお願い

寄託者 各位

令和元年11月6日  
東北冷蔵事業協議会  
会長 大塚 敏夫



拝啓

この度の台風19号は10月12日～14日にかけて福島県、宮城県、岩手県で記録的な暴風雨及び豪雨となり各地で河川決壊が発生し甚大な災害となりました。

被災した寄託者の皆様には、被災処理にご苦勞されておる事とお察し申し上げます。

私共の会員である冷蔵倉庫業者に於いても、河川決壊地域に所在する会員の冷蔵庫の水没被害が報告されております。

現在、被災会員事業所においてはライフラインの復旧に伴い被災保管貨物の整理、保全に全力を挙げておりますが、寄託者の皆様には大変ご迷惑ご心配をおかけしております。

この機会を通じましてお詫び申し上げますとともに現在の状況につきましてご報告申し上げます、併せて今後ともこれまで同様のご厚情、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、御高承のこととは存じますが、寄託貨物の損害につきましては、国土交通大臣が定め公示した標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）（昭和35年7月1日実施）第42条（免責事項）（約款（乙）では39条）の規定により、地震、津波等の不可抗力によるものは免責されることになっております。損害賠償保険においても同様に免責となっております。当協議会会員事業所はこの標準冷蔵倉庫寄託約款に基づき事業を行っており、今回の損害についても同様の対応をさせていただきますので、御賢察の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、被災貨物に対する免責のお願いは、平成23年の東日本大震災の際も私共の上部団体である一般社団法人日本冷蔵倉庫協会として同様な対応をさせて頂きました。この点も踏まえて、何卒ご理解賜りますよう伏してお願い申し上げます。

敬具